

21

東京財団 政策 シリーズ

COP6に向けた我が国の取り組み
— 国際政治経済の視点を踏まえて —

川口 順子

(国務大臣 環境庁長官)

THE TOKYO FOUNDATION

2000年
11月

まえがき

この議事録は、本財団がシンクタンク事業の一環として実施している「政策セミナー」の第 21 回会合「COP6 に向けた我が国の取り組み——国際政治経済の視点を踏まえて」の速記録である。

今回の会合では、講師としてお招きした国務大臣 環境庁長官 川口 順子氏より、上記のテーマについての報告が行われ、その後、報告内容に基づき活発な議論が行われた。

本セミナーは、タイムリーな政策問題について、ハイレベルかつインフォーマルな形式で少人数の方々にご議論いただき、日本社会さらには国際社会における政策的諸問題に対する解決の糸口を見出す場として月 1 回程度のペースで実施するものである。

この議事録は、本セミナーの成果を関係各位に報告するとともに、さらに社会的により広い意味を持たせることを目的として、日本財団の補助を受けて作成されたものである。

2000 年 11 月

かわぐち よりこ
川口 順子 氏 略歴
(Yoriko Kawaguchi)

国務大臣 環境庁長官

1965 年 東京大学教養学部卒業、同年通商産業省入省。

1972 年 エール大学経済学部大学院修士（Master of Philosophy 取得）。

1976 年 6 月～1978 年 12 月 国際復興開発銀行勤務。

1990 年 2 月 通商産業省通商政策局経済協力部長。

同年 8 月外務省在アメリカ合衆国日本大使館公使。

1992 年 6 月通商産業大臣官房審議官（地球環境問題担当）。

1993 年 9 月サントリー株式会社常務取締役。

2000 年 7 月より現職。

目 次

第1部 発言内容

1. 報告要約 1
2. 講師報告 3
3. 質疑応答 16

第2部 卷末資料 29

1. 報告要約 (Summary)

「COP6 に向けた我が国の取り組み——国際政治経済の視点を踏まえて」

川口順子環境庁長官は、気候変動枠組条約第6回締約国会議（COP6）に向けた政府としての取組を紹介しつつ、地球温暖化に関する科学的知見が政策に及ぼす影響、温暖化問題を巡る南北問題の構造分析、COP6 に臨む各主要交渉グループの意見相違、更には米国大統領選挙など世界政治経済の観点からみた温暖化国際交渉について、参加者との間で幅広く議論を行った。

“Japan’s Approach in the Lead-up to COP6 — From a Perspective of International Politics and Economics”

In preparation for COP6 (Sixth Conference of Parties to the 1992 Framework Convention on Climate Change), Director-General Kawaguchi introduced the Japanese government’s framework for implementing the Kyoto Protocol. The seminar participants held a wide-ranging discussion on the subject of international greenhouse gases reduction negotiations from the viewpoints of global politics and economics, including the effect of scientific knowledge on policy formulation, a structural analysis of the North-South dichotomy in the context of global warming, differences in perspective among key negotiating groups at the upcoming meeting, and possible ramifications of the US presidential election.

司会 おはようございます。早朝からお集まりをいただきましてありがとうございます。今日をご覧のように川口大臣にお越しをいただきまして、閣僚と議論をさせていただきたいと思います。

この東京財団の政策セミナーで、川口大臣には以前から何度か、大臣に就任の前からご参加いただきまして、今日はスピーカーとして、大臣としてお迎えすることができまして、私たちも大変嬉しく光栄に思っております。COP6に向けた我が国の取組ということで、日ごろ大活躍しておられますが、そういうことを含めまして幅広くお話をうかがえればと思います。お話は30分ぐらいしていただきまして、できるだけ皆さんと議論をしたいというご意向でもあるそうですので、早速お願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

2. 講師報告

川口 川口でございます、おはようございます。

今ご紹介いただきましたように、私は前はむしろそちら側に座っていてということで、ここにいらっしゃる何人かの方ともそのときにお会いしたことがあります。こちら側に座ってお話しするのは初めてでございます。どういってお話を申し上げようかと思っただけです。例えば、「日本政府がこういうことを考えていて」というふうにお話をしても、あまり細かくなってしまって、面白くないのではないかと思います。お手元にお配りしたそのレジュメですが、日ごろ私が考えていて面白そうなお話をさせてください。それをベースにご議論いただければと思ってスタートしたんですが、根が怠け者というか、根が浅いものですから、全部突き詰めて自分で考える暇がないうちに、今日の日になってしまいました。従いまして、こんな感じの問題がありますということをお話しして、ご議論をいただきたいということでございます。

それで、COP6 というか、全体の温暖化の考え方、あるいは条約と科学的な知見の関係というのが、私はずっと非常におもしろいテーマだというふうに思っております。科学的な知見が最初にあって、それがどういう形で政策につながってきたかということなんです。それから、そのあと科学的知見をいかに政策をさらに進めるのに活用したかということがテーマです。

温暖化の問題というのはだいぶ昔から議論にはなっていて、70年代の終わり頃

に世界環境会議というのがありましたし、それから 80 年代を通していくつかの科学者による気候問題についての会議が開かれていたということです。それから IPCC という気候変動に関する政府間パネルという専門家の会議がありまして、これは UNEP と世界気象機関である WMO の共催での会議なんです、それが正式に設置されたのが 1988 年で、それまで断続的に開かれていた気候温暖化、あるいはその前の時期は温暖化するか冷たくなるかわからないという時期もありましたが、科学者の会合が設置されたのが 1988 年です。それで、90 年にはホワイトハウス会議というのもございまして、そのころから政治の土俵に上り始めたということです。

それで、評価報告書というのを、これは科学者が今までにある知見を整理してピア・レビューという、同じことをやっている人たちの厳しいレビューを経て、ペーパーになるというもので、それだけ強い成果といいますか強い報告書であるわけですし、批判に堪えるという意味で強い報告書であるわけですが、その第 1 次評価報告書というのが出ましたのが、1990 年です。それが温暖化についていろいろな数字を上げて問題提起をしたということです、その後 92 年に条約ができたわけですし、それ以降、この条約というのはご案内の通り先進国が温暖化ガスの排出を抑制をするということが努力目標になっていて、具体的にコミットメント、義務ではないということであるわけですが、そこにもっていくためにこの科学の報告書が、問題が生ずるということを書いて、それを促進したという、これは別に政治的に意図的ではないわけですがそういうふうになっていた。

それで、その次はかなり実は政治的に結果的に利用された第 2 次評価報告書という 1995 年 12 月に出た報告書がありまして、これが気温が 1 度から 3.5 度上がる。それから海面も最高 95 センチまで上がるということを書いて、かなりウォーニングを発した。これも 95 年というのはそれぞれ今度 COP6 がありますが、毎年毎年締約会議というのが開かれていまして、そこで物事をプッシュするということで、そういうことが意図的ということでは必ずしもないんですが、そういうことに使われている。

最近新聞をにぎわしている報道がありまして、これの第 3 次評価報告書があります。ありますというか表にはまだ出ていないんですが、報道はなされているということでございます。それでこの第 3 次報告書というのは今までいわれているよりも、もっと温暖化の現象が激しく起こるということを書いております。政府の立場としては、この報告

書の存在については聞かれたならば「そういうのがあるそうですね」ということでしかまだないわけですが、どうも聞くところによると、今新聞で報道されていることは、この報告書の中身にかなり近いものであるということです。

この報道は 100 年で 1.8 度から 3.8 度高くなるということで、この前の報告書をさらに上方修正をしたということです。新聞には、氷河期末期にみられた気候変化を上回る 6 度の上昇が起り得るとの見方もあるというふうにあります。最終的にまだ私は見ていないのでわかりませんが、そういった報告書が出てきている。これは今度 COP6 を、この報告書が正式に出るのは実は来年の春のこととして、今それぞれの政府および関係者が、レビューをしているという段階のようですが、こういう段階で例えばこういう情報が出てくるというのは、科学と政策決定との間の、お互いに科学の客観性を維持しつつ、政治の側ではそれを使いたいので使っていこうという力の綱引きの過程でこういうことが出てくるということではないかと思えます。

一般的に環境の問題では科学的知見が最初にあって、それから政治につながるということはずいぶん例があることでして、一番典型的な例は、オゾン層の破壊です。これは、理論的にオゾン層の破壊があり得るということが表に出たのが 70 年代の終わりですが、それでその後調べてみたら実際に理論的にいわれているよりもはるかにオゾン層の破壊が進んでいたということがわかって、85 年にウィーン条約ができて、87 年にモントリオール議定書が採択されたということでございまして、これもこれも科学的知見に基づいて政策がとられたということです。

このほかにいくつか例がありますのは、ヨーロッパの協定が 70 年代にできてまして、これが硫黄酸化物等の国境を越えた移動が問題であるということで、そういう知見があって、それに基づいたその政策ができたという話もあります。今の日本でこれは環境庁なんかが中心になってやっていますのは、東アジアの酸性雨問題というのが、これから重要な問題であるだろうということで、関係国が 10 カ国ぐらい集まりまして、東アジアでの酸性雨についてそれぞれデータを今協調して調べているという段階にあります。これもいずれそういう知見が十分に出て関係国の合意があれば、政治的なプロセスに転化し得るものであると思っております。

そういうときに物の考え方としてここに 1 つ出ているのが、予防原則の考え方ということでして、気候変動枠組条約では、予防するということが文言として入っているわけ

でございます。それでオゾン層のときは、これは考え方として入っていましたが、文言としてはあまりはっきりきちんとしていなかったわけで、調べてみたらもっとオゾン層の破壊が進んでいたということにして、今最終的に本当に温暖化するのかどうかという議論がありますが、気候変動枠組条約の考え方では、そういうふうになってしまったということが明確になった段階では、もう手遅れであるので、予防的に手を打ちましようという考え方で、これは条約にも明記されているということです。

それで 2 番目の南北問題としての温暖化問題というところに入りたいと思いますが、私はいろいろな方にお会いするたびに、COP6 というのは基本的には南北問題でありますということを申し上げています。それで COP3、京都でやった会議が、先進国同士が何%削減をするということをコミットをする場であったということです。主たるプレーヤーが EU ですか、アメリカですか、日本ですか、先進国だという意識が非常に強くて、まだ多分日本人の多くの方が先進国同士で話がまとまれば、うまくいくのではないだろうかとこのように思っている方が多いのかもしれない。先進国の動きを一生懸命フォローしている、それが目に入っているということは南北、南の国がどう考えているかということについての意識が、少し本来そうあるべきであるより薄いのではないだろうかとこのように思います。

それでお配りした紙の最後の資料 3 となっておりますが、見ていただきますと、アンブレラ・グループ、EU、途上国と 3 つ書いてありまして、それでこれは一応今京都議定書の交渉グループは、3 つのグループに分かれて交渉をしています。アンブレラ・グループというのも何でアンブレラなのかというのを私は最初にこの話を聞いたときに、何でアンブレラなのかというふうに言いましたが、これもある経緯があって EU が 1 つのグループとしてまとまっているわけで、EU がグループとしてまとまっているがゆえに、ほかの国もっていない非常に大きなメリットを京都議定書上ではもつに至っています。

それは例えばどういうことかといいますと、ほかの国は端的にいったまえば、1 国が例えば日本は 6%、それからアメリカは 7%という削減目標があるわけですが、EU はグループとして 8%ですから、EU のグループのなかの 15 カ国の 1 国、1 国は削減目標をきちんと守られていなくても、EU 全体で保険が掛かっている。EU 全体で例えば 1 国が 15%マイナスしますということがうまくいなくても、ほかの国がどこか削減するところがあれば、その分楽をすることができる、とがめられなくてすむということに

なります。EU が今日のどちらかの新聞にも出ておりましたが、11月7日にEUは環境大臣の会議を開いています。まさに昨日の夜やっていたわけですが、その結果がどうなったかというのを私もまだちょっと知らないんですが、今日のある新聞では例えばEUは罰金制度、コミットメントを守れなかったときに、ではどういうことを罰則としてやってもらうかということの議論のなかで、罰金というのをEUが言っているという話が出ています。

これも考えてみると、EUは非常に得な話でして、先ほども言いましたようにEUが1カ国守られていなくても、ほかの国と合わせて達成できていればその1国は罰せられなくてもすむということにして、他方でアメリカや日本は1国、1国でその排出量の削減を守らなければ、罰金になるのか何なのか、これは今国際会議の場で非常にもめている話ですが、EUが全体としてEU内で目標達成のつじつまを合わせることができる。これを称してEUバブルといいます。一時期そのEUのバブルということの議論が京都であったときに、ほかの国々もそれではEUバブルに対抗できるよう排出量取引を優先的に行っていこうという動きが若干あって、それがアンブレラ、1つの傘の下に国が収まるということで、グループの名前がついたんだと私は聞いています。アンブレラ・グループのなかにはここに書いてあるようなアメリカ、カナダ、豪州、ニュージーランド、それからヨーロッパではEUではないノルウェー、アイスランド等も入っているということです。

それで戻って途上国の話ですが、途上国はここに書いてありますが、先進国が歴史的には温室効果ガスを排出して経済成長をしたのに、排出削減を途上国に要求することに反発をしている。議定書に関する決定をCOP6で行うためには、枠組条約以来の約束である資金協力、技術移転等を実行すべしとの立場これは非常に強い立場でして、条約で先進国が技術移転ですとか、あるいは温暖化に対して途上国がとる対応策への支援をするということが書いてあるのを、全然実行していない。それから、先進国自ら、一部の国を除いては温暖化ガスの削減をまだやっていない、というようなことで非常に不信感、反発があります。

ですから温暖化問題の反発といいますか、問題を一番難しくしているのは、実は不信感ということが先にあるからです。ということでこの不信感をなくすということが、まず今度のCOP6をうまくスタートさせるために必要で、それで私が南北問題だと言っ

ていることの1つの大きな理由です。

それでお配りした資料の2ページ目を見ていただきますと、資料の1というところで、これはUNDPの資料で92年の資料でちょっと古いんですが、世界の人口を所得分布とか人の分布で縦にとっていきますと、一番豊かな20%に属する、ちょっと国の数か人の数かはっきり認識しておりませんが、世界の所得の82%、貿易量の81%等々というものがほとんどそこに集中してしまっている。ほかの国々は、ほとんどそういうアクティビティが行われないような状況に置かれている、というのが世界の今の不均衡の状況であるということでもあります。

それで、先進国のほうは何かの条約で約束した技術移転なり、それから途上国が温暖化に適応するための措置のお手伝いを、人材の教育ですとかをやる必要があるという認識はありますが、具体的にいくらそのためにお金を出すかというようなことになると必ずしも足並みが揃わなくて、EUは特に非常に緑の党が強いですから、それについてはかなり環境という観点からは強い発言をしますが、ではそういうところで実際に支援のお金を出すようになるかという、なかなか足並みが揃わないという状況であります。

それで南北問題についてかなり強い立場をとっていますのがアメリカでございまして、今実はCOP6が2週間ありますが、それでCOP6は最初の1週間は事務レベルの会議で、後半の1週間が閣僚レベルの会議ということになっていまして、私も19日から行こうかと思っているんですが、その会合をどういうふうに進めていくかという議論が、実は内々で行われております。内々でというのは国際的に内々で行われております。

そういう過程で出てくるのが、例えば1つの考え方というのは、全部の国が参加をして物を言うと大変に収拾がつかなくなるんで、いくつか今までやられていたケースでもあるんですが、こういうEUとかグループごとに分かれて、グループを代表してそれぞれどこかが発言するというようなことをやったらどうかという考え方もフロートされているわけです。これがどういうふうになるかわかりませんが、そういうときに例えばアメリカは自分の考えている考え方を代表して言ってくれるほかの国はないというぐらい、南北問題との関係では特異なポジションにありまして、これはご案内と思いますが、アメリカの上院が決議をいたしまして、発展途上国がコミットをしないというような状況だとアメリカはこの京都議定書には参加できないということを上院の決議で言っているわけです。

上院の決議ですから強いわけですが、これはバイディングなレゾリューションではないので、無視することは形式的にはできるんですが、では実質的に無視できるかというところやはりそういうことを言っている上院の力関係というのは、変わっていないわけですから、その上院の決議で出てきたことというのは、恐らく当分続くであろうというふうに思います。

私は半ば冗談でアメリカの代表の人には、選挙が終わってから COP6 があるんだから、副大統領ぐらい送ってきたらどうかと、アメリカに対する途上国の不信感というのは特に強いのでということを行っていますと、意外にそんなことが起こるかもしれないねということに向こうも冗談めかして言ってます。COP3 で私もこれは本で読んだだけなんですけど、COP3 でかなりアメリカの態度が前向きになったということはゴア副大統領が来て、かなり事務方を動かしたということがあるようでございます。ただどうもアメリカ人に話を聞いてみると、そのむしろ結果としてアメリカは京都議定書でやったことについてのアメリカ国内での反発が強くてということも聞きますので、アメリカが全体としてどういう判断をするかもわかりませんし、どちらが勝つかよくわかりませんが、そういうことでアメリカは途上国に対しては、将来的に必ず議定書に参加をして削減を約束してもらおうということが必要だというふうに考えているわけです。

それはなぜかということこの資料 2 というところにありますが、これは IPCC のシナリオの先ほど申し上げた第 2 次報告書のシナリオの 1 つでして、先進国と途上国の排出量が炭素換算で出ています。2010 年ごろに途上国の排出量の総量が先進国のそれを上回るということになるわけですし、現時点で 1 国でいいますと、例えば中国は日本よりも排出量が多い状況にすでになっているわけで、1 番多いのはアメリカ、2 番目に多いのは中国ということですし、日本よりも中国のほうが多い、1 人当たりですればもちろん中国のほうが日本より少なくなりますが、ということになっています。

ということで、これは世界の環境のためにはどこかの時点で、途上国が何らかの形で参加をすることが非常に重要だということです。ということはアメリカがかなりはっきり言っているということでもございまして、そういう意味でアメリカの対応は、ほかの先進国のなかでは特異でございまして、ちょっと時間もかかってしまいましたので、南北問題はこのへんで終わりにしたいと思います。

従って、COP6 で南側に対して北側が何らかの格好で条約で約束している支援をやり

ますということによって、それが南の国から、それならば少し前向きに京都議定書のメカニズムとか吸収源とかそういうことの議論をやりましょうという態度にならないと、極端な場合 COP6 は初めから止まってしまうという危険性があるわけです。そういう意味で南北問題が短期的な視点からも大事ですし、長期的に温暖化を防止するためには途上国が先進国と同じでなくてもいいんですが、ある種の削減にコミットしなければ気候温暖化を止めるということから、抑えるということからいいますとこの枠組条約は意味がないことになってしまう。

従って、長期的には、これからの問題は途上国にどうやって将来の削減に向けて前向きに取り組んでもらうかという、そういう舞台の仕掛けをつくるのが大事だということでもあります。もちろん先進国としても途上国に対して、全く先進国と同じ義務を負ってくれと言っているのではありませんので、このレジュメのかつこ 2 に書いてありますが、*common but differentiated responsibility* の原則というふうに書いてありますが、これはリオ宣言にも出ていますし、気候変動枠組条約にも出ていますが、共通だけでもさらなる責任に基づく気候の方というのを原則として考えているということです。

それで、ちょっとはしよりますが、その次に EU とその他の先進国の考え方ですが、大きく 2 つの点で違いがあるかなというふうにも思います。1 つはマーケット・メカニズムをどれくらい生かすかということについての考え方の違いです。アンブレラ・グループというのは、市場原理を通して議定書の目的である廃止削減が効率的に達成できることの立場ということですが、民間企業あるいは全国民に参加をしてもらうためには、市場原理が通るようなことでないと長期的にそのシステムはもたない、という日本からいえば非常にもっともな考え方をしているのがアンブレラ・グループです。

それから EU はそういうことからいいますと、どちらかといえば市場原理というのを前面に押し立てていない、エンバイロメンタル・インテグリティ (Environmental Integrity) という言葉がありますが、環境保全が大事だということを全面的に出しているということが 1 つの違いです。具体的にどういうことでそれが出ているかといいますと、EU のほうの一番上のところに「京都メカニズムの使用は制限すべし」というふうに書いてあります。これは京都メカニズムというのは排出量取引ですとか、それから削減活動を途上国でやって先進国のクレジットになるという CDM といわれるクリーン・デベロップメント・メカニズムですとか、それから先進国同士でそれをやって削減活動

をやるという共同実施ですとかそういうことですが、基本的に京都メカニズムの役割というのは、国内で省エネ等で削減をする、あるいはフロンを減らして温暖化ガスを削減するというので、コミットしたことが十分できない場合に、柔軟性を与えるメカニズムという位置付けということです。

同時に京都メカニズムの意義というのは、世界全体としてアンブレラ・グループ流の市場原理を通してという考え方をすれば、世界全体を通してこれは温暖化ガスというのには国境はありませんから、一番原価費用の安いところで削減活動をやっている、その方が多分同じお金を前提にしたならばより多くの削減ができるのではないかという考え方もあるわけです。それで EU は京都メカニズムについて、どこまで使っているという上限をつけようということを行っています。この上限はいろいろな考え方があります。最近ではこの前ベルゲンの会合をやったときに、ドイツの環境大臣が言ったのは、50%までこの京都メカニズムを使っても、残りの 50%は国内的な措置ということですが、いずれにしても数量できちんと上限をつけようと言っています。

これに対してアンブレラ・グループというのは、京都メカニズムというのはもともと補完的であるということは、京都議定書にも書いてあるのでそれで十分ではないかということを行っています。数字に上限をつけたりしますと企業が参加をしてそれを使おうというときに制約になる。全体としてとにかく大半が国内措置、省エネとか、フロンを削減しましょうとか、そういうことを言っていれば十分でしょうということにして、そのへんでマーケット・メカニズムにどこまで制約をするかということで、アンブレラ・グループと EU の考え方が違うということです。

それからもう 1 つ例で言いますと、シェア・オブ・プロシーズという議論があります。京都メカニズムを使った場合に一定量を、一定金額を手数料としてプールして、例えばそれを途上国の支援に使おうという意見があるんですが、アンブレラ・グループというのは、例えばある企業がどこかの国で省エネ活動をするようなことをやったとして、その一定量が巻き上げられてしまう、手数料として取られてしまう。これも低ければいいんですが、いったんそういうことを導入しますと、どこまであとで高くなってしまいかかわりませんから、そういうことでシェア・オブ・プロシーズというのを、手数料を取るといようなことは、民間企業が削減活動をするのにやりにくくなるからやめようじゃないかという意見。EU はそれをやるべきだという意見。そういうところで、

市場メカニズムの活用についての考え方が違うということです。

それからもう 1 つ、EU の特徴は、環境派が非常に強い、それが先ほど言った環境インテグリティというという環境保全の考え方が前面に出ています。アメリカは他方で京都の議定書というのは、基本的に経済、貿易の問題だというふうに捉えているところが強いわけです。

従って、EU がよく主張していることを注意して考えなければいけないのは、緑の党、例えばドイツの場合は外務大臣もそれから環境大臣も緑の党の出身者であるわけですし、そういう緑の党の主張をどれくらい踏まえて発言しなければいけないか、それを必要とされているかという立場が EU にはあります。従って、表向き非常に強いことを言う、最後のところでは柔軟に対応できるかもしれない、これはできないかもしれませんができるかもしれない、そういう意味で緑の党、建て前が EU の発言にかなりあるということ了我々としては認識することが必要であるということです。

私が EU について危惧しているのは、最後の段階で時計を止めて、お互いに妥協し合って話をまとめていくような段階になったときに、EU は 15 カ国の会合ですから、1 国のように、例えば東京に請訓して訓令をもらって、では妥協をするということが、そう簡単にはできないわけです。15 カ国が集まって会議をして、それではこれ譲りましょうということになるので、あまり迅速に対応ができないのが EU の立場でして、もし 15 カ国で話がまとまらなかったら、もとの建て前の厳しいところで主張しなければいけない。そういう意味で EU の柔軟性のなさというのを、私は危惧しております。

ですから、将来時間ができたときに勉強したらおもしろいと思うのは、こういう環境関係の条約をめぐるの EU のなかの政治的な動きというのはとてもおもしろいと思いますし、他方でアメリカがあれだけ強い NGO をもちながら、何でこれが経済、貿易の問題として捉えられているかというのが、勉強のテーマとしては非常におもしろいと思っております。それはおいておきまして、そういう違いがございます。ということでアンブレラ・グループ、EU グループはいろんなことを言っていますが、そのなかにそういう基本的な考え方の違いがあります。

この変動枠組条約と議定書の交渉グループのこの表を開いていただいたところで、少し今度の会合での途上国問題以外の大きな問題は何かということをちょっと申し上げたいと思いますが、2 つ大きなテーマがありまして、1 つは京都メカニズムという先ほど

の柔軟性メカニズム、フレキシビリティについての考え方です。それからもう1つが吸収源をどういうふうに考えるかという、この2つが大きな柱です。

それからもう1つ追加をすれば、遵守といわれる話がありまして、これは例えばコミットメントを守らなかったときに、どういうペナルティを被るということになるかというその2.5点というか3点が、大きなテーマでございます。

それで日本にとって非常に重要なのは、吸収源ということでありまして、吸収源については、NGOの方々、あるいはマスコミの方々に、日本は世界的に受け入れられないような主張をして一体なんだということ、かなりいろんな方にお叱りを受けているわけなんです。それで、多少誤解があってははいけませんので、念のために申し上げさせていただきたいんですが、吸収源3.7%とか3.2%とかいろんな数字が日本の場合横行しています。6%削減目標が日本はありますから、その大半を吸収源で扱ってしまおうというのはおかしいじゃないかと、非常に問題があると、これはNGOの方もおっしゃいましたし、この間WWFという国際的な環境団体の方がお見えになったときも、かなりそういうことを日本で声高におっしゃって帰られました。

実はこれは非常に誤解がありまして、日本は削減措置の大半を実は国内措置でやろうとしているということなんです。それで、実はちょっと図表を持ってき忘れちゃったので、口頭で申し上げますけれども、これが90年の温暖化ガスの排出のレベルです。それで日本の約束は、6%減らそうということを約束しているわけです。現状はこの90年の排出ガスの量からどのくらい上がっているかと言いますと、98年で5%ぐらい増えております。

それで6%削減しましょうということをコミットした時点で、実は日本政府が想定をしていた数字、これは6%をどういうことで減らそうかということを議論したときに、想定されていたのは実は2010年で、21%増えるところまでいってしまっている。ビジネス・アズ・ユージュアル・シナリオというのがありますが、そのなかでここまで増えるだろうという前提です。今後自動車の数が増えたりいろいろございます。6%減らさなければならぬのは2008年から2012年、この5年間で第1次約束期間といわれまして、この期間に6%削減していかなければならぬ。実際は27%近く減らさなければいけない。仮に今後今の排出量が全然増えないでこのまま推移したとしても、10%、11%は減らさなければいけないということですから、実はこの部分というのは非常に大ざっ

ばに言って 21.5%という数字の CO2 を、産業部門で減らすとか、あるいは民生部門で例えば冷暖房の温度を一定に保つとか、そういうことで、あるいは運輸部門で低公害車を普及するとか、テレワークをやるとかいろんなことをやって、これだけ減らさなければいけない。

従って、シンクが 6%のうちの 3.7 になるか 3.2 になるか、あるいはもっと最終的に減ることになるか、これは交渉の過程で決まっていくことですが、実際にこれは本当に 27%削減の中でみればちょっとだということなのです。これは誤解があると非常にややこしいものですから、ちょっと申し上げさせていただきます。国内的に 4、5 年その他の対策をとるということが非常に大事で、先ほど京都メカニズムに上限をつけるという話がありましたが、上限なんてあったってなくなつてということがありますが、なくなつて日本はもうこれだけの分を国内対策でやるということを国際的に言っているわけでして、これは国際的に政府間では私は理解されているというふうに思っております。

ちなみに、吸収源で 3.7 と言いましたが、吸収源といわゆる京都メカニズムというものの、それにちょっとプラスアルファを加えて、5.5%ということになっています。それから、さらにもうちょっと細かい話になりますが、代替フロンというのは、温暖化効果が非常に高いので、これはむしろ足を引っ張る温暖化ガスを増やすほうに働くということで、この分 2%分が想定されています。

ということなので、ここまで入れれば本当に 21 に 6%を足して 27 で、さらに 2 を足して 29%ぐらいこの約束を守るためには減らさなければいけないというのが日本の現状でありまして、COP6 はぜひ成功して、京都議定書が批准できる形にもっていくということが必要であるわけですが、その後国内的にいろいろなことを考えていかなければいけないということが、これから日本が取り組まなければいけないことです。

だいぶ時間をとってしまいました。実はレジュメの一番最後に書いてあります「国際政治問題としての環境」というのは、これまた非常におもしろいテーマだと思っております、ここを十分に勉強してから今日ここにうかがおうと思っていたんですが、ちょっと時間切れでもありますから、ここは 2 つの意味で時間切れなんでここは飛ばしまして、「国内対策の重要性」ということから言えば、今申し上げましたようなことでございます。あとはむしろご議論いただいたほうがいいんじゃないかと思っております。

3. 質疑応答

司会 どうも長官ありがとうございます。非常に包括的にいろいろ問題提起をしてくださりました。どうぞ、残された時間をご自由に、活発にご議論いただきたいと思えます。できればお名前だけ言っていただいて、ご質問、コメントをいただければと思えます。いかがでしょうか。

A 経団連のAです。今シンクの話が出たので、シンクの話からちょっとおうかがいしたいんですが、まさに 3.7 というのはどういうシステムかというのをご説明いただきましたが、アメリカは 28 とか 21 ですから、そういう考え方からいくとお釣りがきちゃうんですが、そうじゃなくて 30 何%とか、それから 40 とか 20 とか言っているんですが、アメリカにとってシンクは非常に重要だと思うんですね。アメリカの 20 というのはこれは予測の問題ですが、相場観としてはこれが丸々認められるのか、認められる可能性というはあるのか、ちょっと日本とは対象が違うようですが、それをどういうふうに我々として考えたらいいのかというのが1つです。

もう1つよろしいでしょうか。これは長官がご就任前の話なんですけど、産業界としては自主行動計画ということで、先週も3回目のレビューをやった結果、産業エネルギー転換部門合わせて大体 90 年レベルに収まっているんですね。経済は非常に低調ですから。我々としては少なくとも BAU でいくと 10%ぐらいは 2010 年までに増えてしまうと思ってまして、相当これからは懸命に努力して、90 年レベル以下にしようとしているんですが、だんだん産業界は苦しいものですから、その 90 年ベースというのはいかにもひどいんじゃないかと、日本にとって不利だと、一体どうしてこうなったのか、どうして 90 年になったのかということを感じて皆さんおっしゃるんですね。

これは長官もお聞きになったと思いますが、100 メートルを 13 秒か 14 秒で走るヨーロッパと、10 秒で走る日本と、8 と 6 ぐらいですからとてもじゃないけど限界削減目標というのが違うと。10 秒 0 コンマ 1 スピードアップするなんてほとんど不可能に近いんだということを言われるものですが、ぜひなぜ 90 年になったのか、そのとき産業界の人は一体日本政府は何をしていたのか、ボヤボヤしてたんじゃないのかという話をよくされるんですが、Bさんは最初からやっておられましたから、これは絶対ちょっとお聞かせいただいたほうがいいんじゃないかというふうに思いまして。

川口 シンクですが、先ほど申しましたように、日本政府としてはシンクは非常に大

事なことだと思って、今まで交渉もしてきてましたし、今後もそれはするつもりです。アメリカは日本と同じようにシンクは非常に大事だと思っているわけです。

ただ、私どもが思っていますのは、シンクは重要ですが、同時に最終的に仕上がる京都議定書というのは、環境の保全、温暖化を止めるのに、抑止するのに、非常に大事だ、そういう機能をもつということも大事だ。NGOの人が抜け穴をなくすということを言っていますが、抜け穴になってはいけないという考え方もこれは非常にもっともでして、それは私どももそう思っているわけです。

従って、アメリカのようにシンクが非常に大きな数字になって国内的に削減措置をとらなくても、シンクだけで話が全部語り終えてしまう、それに近いような状況になるということは問題だというふうに私どもも思っています。今国際的には、シンクに過度に依存するような国に対しては、そうならないような仕組みをつくっていかうということが、これも水面下ではかなり議論され始めていまして、そういうことがどういうふうに最後落ちつくかということですが、アメリカ自身も自分がシンクの数字が非常に過度に依存するようになるということは正しくないということは、内輪の会議では言っています。これはこれからのプロセスで、妥協をどうやっていくかということの1つの話です。

それから 90 年ベースにどうやってなったかというのは、これは私は回答能力がありませんので、Bさんに振ることにいたします。どうぞ。

B Aさんも少しはご存知かもしれませんが、日本政府は京都会議に至るプロセス、ベルリン・マンデート・プロセスと呼んでおりました。第1回の締約国会議が95年3月から4月ベルリンで開かれたということで、そこでベルリン・マンデートというのが決まりまして、そこで京都議定書交渉が始まったわけですが、その第8回の最終事務レベル会合が97年10月末京都会議の1ヵ月ちょっと前に開かれたんですが、そのぎりぎりまで日本政府は差位化目標というものを設定すべきであると主張していました。

90年をベースにして排出量の一律削減目標というのはおかしいという主張をずっとしてきているわけですね。そのなかには1人当たり排出量であるとか、あるいは一時はGDP当たりというようなことを言ったこともありました。そういうようなところで、一番適切な先進国間の公平性を確保した形で、排出量の目標を設定すべきだというような主張をしてきたところでありました。しかし、残念なことにEUのみならず、アメリカのご理解もなかなかいただけなかった、それは確かに考えてみますとそうかもしれま

せん。1人当たり目標なんてことになると、アメリカは日本の倍ぐらいありますので、それでやられたんではアメリカは非常に削減率は大きくなるようなことで、アメリカとしてはなかなか乗り難かったという面もあるんでしょう。

それで最後は工夫をいたしまして、人口増加の大きい国には一定のアローアンスをみられるような方式も実は考えてみたんでありますが、その最後の段階までアメリカ、EUとも賛成してもらえなかったというようなことで、最終段階に突入してしまったということでございます。ですから当初の日本政府の意図は、その通りにはならなかったということでありまして、我々は主張すべき点は主張したと思いますが、京都の最終段階では、やはり大勢が90年ベースの一律目標、結局各国それぞれの主張はあったわけですが、それを言い出すとなかなか目標設定の議論が収れんしない。やはりそれまでの国際環境政治といいますか、そういうなかでいろんな目標があったわけですが、やはりある過去の時点を基準年にして、一律ないしは多少は最下もあったわけですが、排出量の目標を立てるといえば実績をベースにした目標設定の方式と、グランド・ファザリングというんでしょうか、そういうような考え方がやはりもう通例になっておりまして、やはりそれしかもう一致できるやり方はない、限られた時間のなかでそれしかないというような主張が大勢でございまして、議長国としてそれを無視することはできなかったというのが事実でございます。

ただ、結果としてそれが日本にとって非常に厳しい目標設定の仕方になっていることは事実でありまして、その点は現在もシンの交渉その他でそういうことは、決まったことではあるけれども、非常にこういうことなんだよということはよく説明して、それなりに日本の事情はわかるという理解は得ておりますが、そういう経緯であったということでございます。

A 私の質問が悪かったんでしょうね。90年というのは、なぜ最初に決まったのか。最後のほうで95年がどうかとかいう話をちょっと漏れうかがっておりますが、日本としてはですね。

そうじゃなくてなぜ90年というベースが、つまり例えばイギリスにとってみれば天然ガスに切り替え始めたのがそのころですから、どんどんそこから削減をできる状況にある。あるいは東独が入るとか、いろいろ状況がどちらかというとうるEUにとってはやや有利、で90年というのをベースにした根拠といいますか、どうしてそこに最初に落ち

ついたのであるかという、どっかを基準にしくちゃならないというのはよくわかるんですが、そこはどういうふうに統計がある程度確からしいとか、いろいろあったみたいなんですけど何かよくわからないので。

B そうですね、結局はいろんなアイデアはもちろんあったわけですね。95年にしたらどうかとか、あるいは極端に言えばちょっと将来をみて2000年ぐらいにしたらということもあったんですが、やはり90年ベースというのが長い間客観的にみると主流、主流というとおかしいかもしれませんが、多くの方が念頭にあった、あるいは主張されてきた目標で、そういうことが多くの国の交渉者の頭にあったということで、やはりそれを最終段階でいきなり違う基準年次にするということは、結果的に非常に受け入れられにくかったですね、そういうことだったと思います。

やはりですからそういうことを本当に実現するために、長い間時間をかけてそういう考え方を浸透させていかないと、やはりある時点で急にそういうことを転換しようと思っても難しいことだと思います。

川口 あと、実は私はまたいずれ将来このあたり勉強してみたらおもしろいだろうと思っているんですが、条約の段階ですでに90年と2000年ということになっていますよね。条約の段階が多分90年というところに引っ張られたところがあるんじゃないでしょうか。そうすると条約でどうして90年になったのかという話があるわけですが、これは恐らく90年ごろワシントンで、ホワイトハウス会議があってから条約ができる間のプロセスで、どういう議論があったか、そのころは本当に90年のころですから、データとかいろいろ80年代までさかのぼってということをあんまり考えなかったのかもしれないし、少し勉強してみると興味深いテーマだろう。どなたかにいつかやっていただくといいんじゃないかというふうに思っています。

C 慶應大学のCです。私環境のことはまるで素人なので、今の議論の背景を十分理解していないかもしれませんが、どこかの時点の現状の各国の生活様式をもとにして考えらるるとして、それでもなおかつ世界全体の削減を効率的に実現しようということであれば、普通経済学の教科書に書いてあることは、マージナル・コストを等しくするようにしなければいけないということだと思うんですね。

それでマージナル・コスト、そのコストを誰が負担するかは別問題ですが、だから仮に90年がベースであっても、その日本でこれだけ削減するためにこのくらい費用がか

かって、ヨーロッパだとこのくらいかかる、アメリカだったらこのくらいかかる、あるいは途上国だったらこのくらいかかる、だから例えば京都議定書が大事だということなんです。あるいはだから日本は6、アメリカは7、ヨーロッパは8になっているけど、それじゃあ十分日本のマージナル・コストを反映していないよとか、なんかそんなふうな議論は成り立たないんでしょうか。

川口 マージナル・コストでいきますと、日本はこれは国立環境研究所でやった研究で、トン当たり200何十ドルっていうのじゃなかったでしたかしら。

B いや、もうちょっと高いですね。

川口 もっと高いですかね。というようなのがあって、それはほかの国に比べれば圧倒的に高いという1つの研究はあります。それで先ほど申し上げた京都メカニズムというのは、マージナル・コストを等しくしよう、それに近い状況にもっていこうということであるわけですね。排出量取引ということですが、それは国際的に、先ほど申し上げましたようにEUを中心として、それから途上国もそうですが、アンブレラ・グループ以外のところでは、そういう発想はあまりありませんで、国内措置によって、しかも京都メカニズムというマージナル・コストを経済的な手段というのを無視した形で、そこに上限をはめて、国内措置でやらせようという動きがあるわけですね。

ですから国際政治の流れのなかで、どのくらい1国、国境が意味をもつかということであるんじゃないかなと思います。そういう意味で言えば先ほど申し上げましたように、EUはかなり自分で15カ国の国境をはずして、大きな舞台にしちゃってしまっていて、そういう意味ではマーケット・メカニズムが比較的通用しやすい仕組みを自分のところにつくってしまっていて、自分の外に対してはそれはだめよと言っているという、そういう図式であるわけですね。ということでして、なかなかそういう発想が現状で通っていないということなんですよね。

司会 Cさんの質問は大変重要なポイントで、2つの問題が混同しているんだと思うんです。発展途上国が、不信感を含めてですが、非常にリラクタントであった最大の理由は、彼らにとっては実はオポチュニティ・コストまで含めると、マージナル・コストは非常に大きいということになるわけですね。将来の得べかりし成長の利益を奪ってしまうという意味で、そのあたりコストをどう調整するのかというのが、南北問題と考えれば実はそういう問題があるわけです。しかし一方で、アンブレラとEUの間

にはむしろコストの問題じゃなくて、プレファランスの違いが基本的には価値観の違いが存在していると、そのあたりがミックスして存在しているということなんじゃないかな。

そういうところで交渉力を発揮できるような、いわゆるまさにソフトパワーのようなものがどのように発揮できたんだろうかと思うんですね。これは昔の（笑）ことなんです。

川口 環境庁の長官としての発言じゃないんですが、個人的に思うのは、まさに竹中先生がおっしゃったようなソフトパワーの発揮ということから言うと、先ほどサイエンスと政策の関係というのは申し上げましたが、ソーシャル・サイエンスとこの環境問題での、どういう政策ツールがいいかということの関連と申しますか相互啓発と申しますか、というのは非常に薄いんじゃないかと私は思うんです。

ですから、むしろマージナル・コストで考えるべき、私はそれは非常に正しい考え方だと思って、国際的に資源の有効な活用ということから言いますと正しい考え方であると思うんですが、そうあるべきだという声は、国際的に非常に小さい。決して日本のソーシャル・サイエンスのことだけを言っているわけじゃありませんで、国際的に IPCC にあたるようなソーシャル・サイエンティストの会合があったか、あるいはできたかというところでもない。というところが多分ソーシャル・サイエンスのより政治に近いということからくるのかもしれませんが、これからもう少しそういうことを私は考えていったらいいんだろうなというふうに思っています。

D 共同通信のDと申します。サプリメントの議論なんですが、やはり削減全体のなかで 50%を超えて外からもってくるというのは、それはどうしてもサプリメントとは言わないと思うんですが、京都議定書にサプリメントと書いてあるから、それで終わりであとはいいんだということはちょっと通らないんじゃないかと思うんですが、日本政府としてのサプリメントの定義というか、どういうふうに考えていらっしゃるかということをおっしゃりたいんですが。

それから、ちょっとコメントなんですが、90 年レベルをどうするかというのはあまり意味がないことだと思うんです。第 1 期だけで終わりだったらそれでいいんですが、どうせ 2 期、3 期とずっとやっていくんだったら石油転換、石炭、石油、天然ガスに転換にして楽になっていくことだって将来は厳しいんだ。EU の第 2 フェーズには相当厳

しくなると思うんですが、1 回だけだったら 90 年レベルをうんぬん議論する意味というのはあると思うんですが、長期間やるんだったらそれは 90 年とか 95 年レベルとか今どうするのという議論はあまり意味がないことじゃないかと思います。

それからもう 1 つ、ソーシャル・サイエンスという議論があったんですが、IPCC のなかでの第 3 作業部会でもかなりソーシャル・サイエンスのテーマが入ってきていると思うんですが、これから日本としてどういう貢献が具体的にできるのかなあと。環境庁としては例えば国家計画のなかにもうちょっとソーシャル・サイエンスの部分を入れていくとか、そういうことってやってもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

川口 それぞれ答えを実は別の人に振ろうかどうかと思ったんですが、とりあえず私の思うことをちょっと申し上げます。非常に 3 点ともいいご質問だと思いますが、まずサプリメントですが、サプリメントであるとももちろん日本政府は思ってますし、現実こういふことですからそういうふうになるんですね。そこは全く事実問題としては議論の余地がないところです。それでその上で、ではなんで 50%、どうせ半分以下なんだから、あるいはそれよりもっと少ないんだから、50%で合意しないのかと言いますと、実際にこれを運用していくということを考えますと、企業がどこまで参加するかといういろいろな問題がありますが、そこも国際的に合意があるわけではありません。やはりこの温暖化問題の性格からいって政府だけが一生懸命やるということではなくて、民間企業が参加し、消費者が参加し、もうすべての人間が参加するということが必要なのわけですね。

そうすると企業が、ある商社さんがそこに参加をして取引をやった。では自分が何%分のことをやっているかということは全然わからないですよ。わからなくても、それは最終的なところの締めでそうなっていればいいわけであって、これが 50%に引っかけりそうかどうかわからないようなことをルールがありますと、やはり取引の参加を阻害するであろうということだと、私は思っています。

今これについても、議定書にサプリメントと書いてあるだけでは十分ではないという考え方については、別な何か妥協というか、両方がハッピーになるような、ハッピーになるというか不満足にならないようなソリューションがないかという模索はしていますが、そういうことですね。

それから、IPCC でソーシャル・サイエンスというんですが、実は私はなんでそれは

政府なのかと逆にお聞きしたいんですね。IPCC だって政府ではないんですね。政府と距離を置くところに意味があるんであって、それを政府が自らやる話でしょうかという事は、日本だけではなくて世界的にそういうことであるというふうに私は思います。

それから 90 年というのは、私はおっしゃる通り第 2 約束期間、第 3 約束期間というふうになるにつれて、90 年の意味は薄れていくというふうには思います。ただ、最初の段階でどの国もきちんとコミットして、実績をつくるのが途上国との関係でも非常に重要ですということがありますので、そういう意味で最初の基準年がどこにあるかということの議論の意味は、それはどういうことでどうなったかっていうのはいずれその筋の専門家にご議論いただければと思うんですが、これはむしろ A さんにご議論が何かあればしていただくのがいいんじゃないかと思うんですが。

A もちろん長期的にはおっしゃった通りだと思いますが、やはりどこを出発点にするか、それから当面どれだけコストを払わなければならないか、それから技術革新が将来どういうふうに見通せるかということをいろいろ考えないとわからないんですが、90 年でもどこでもいいんだっていうんだったら、またそれはそれで各国今から 2000 年にしようよってやるかといったら、それはちょっと待てという話になるわけですし、あまり深入りは必要ないと思いますが、やはりそれなりに意義があるんじゃないかと思います。

司会 何か補足していただくことがありますでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

B 1 つは目標であります、この第 2 約束期間というのは、このままでいけば 2013 年から 5 年間ということになると思うんですが、京都議定書上は遅くとも 2005 年それまでには議論を始めるということになっているわけですし、従って、これからになるわけですね。何をベースにして、どういう目標にするのかというのは全くこれからであります。

それから特に途上国の参加問題というのも、大きな問題になる可能性は十分あります。では途上国インドとか中国というのは何をベースにどういう目標になるのか、彼らはやはり先進国との間の、まさに今日大臣がお話をされようとしていました南北問題というのがありまして、例えば 90 年なら 90 年をベースとして一律にとするには、途上国にとっては耐えられない目標だと思うんですね。現在の南北格差を固定したまま、いわば将来の彼らの発展の可能性を摘みかねない目標になりかねないわけですから、やはり相当ド

ラスチックに考え方を変えていって、その公平な目標設定ということを考えていかないと、到底まともな議論にならないだろうと思います。そういう意味も含めて考えますと、相当違う発想をしていかないと目標設定の議論が国際的に収れんしない可能性があるということが1つあるということを申し上げたいと思います。

それから、もう1つ先ほちょっとマージナル・コストの話があって、確かによくおっしゃることはわかるんですが、もう1つぜひ社会科学の先生方にご研究いただきたいと思いますのは、経済的にあるモデルを使ってコストを予測するというのはできますが、実際は世の中ダイナミックに動いているわけですし、例えば技術革新、時間的にそれがどう進むかというようなことの要素をどうやってそこに組み込んでいくのか、そこは非常に変わるんだと思うんですね。

ですから確かにEUの主張しておりますことは、竹中先生がおっしゃいましたようにプレファランスもあると思うんですが、他方で厳しい目標を設定して進むことによって、技術革新がかなり進む可能性がある。そして、温暖化というのは、確かにDさんがおっしゃいましたように2010年ごろを目標に当面は進んでいますが、それだけではなくてまだまだ先もずっとあるんだということを考えると、中長期的にやはり技術革新をどんどん進めたほうが有利かもしれないという面もあると思うんですね。

ですからなんといいますか、環境保全というやや漠然と抽象的なものを選考しているということだけではなくて、かなりそういう面も見据えて、一見、現在の経済分析ではコスト的にみるとちょっとおかしいという選択かもしれないが、今あえて厳しい目標を立て、国内的な対策を重視するというほうが、技術革新を進めて中長期的にはかえってプラス面もあるというような判断も若干はあるんじゃないかという感じがしております。

ただ、そのあたりを実際に例えば経済学的にどう評価して、政策分析に役立てていくのかということについては、恐らくまだこれからなんだろうと思いますが、これからのいわばそういうソーシアル・サイエンスからの貢献という面では、ぜひそういうところもご研究いただけたら大変ありがたいなあというふうに日ごろ感じておりますので、ちょっと素人の妄言かもしれませんが一言申し上げておきます。

D 余計なことで、1つ技術革新の話なんですけど、エネルギー技術革新、R&Dへの投資というのは、ほかの先進国はほとんどこの10年間落ちているんです。アメリカのR&Dなんかすごくドラスチックに減っているんです。

日本だけが唯一増えている。これはやはり国際的にかなり評価、それだけじゃなくて多くが原子力に依っているのがちょっと問題があるかも知れませんが、それを経団連の方には民間のエネルギー分野の R&D というのの投資というのをこれもどんどんやっていくと、これは先々アメリカ、欧州などの先進国に比べて、かなり効いてくることなんじゃないかと。

司会 それはマージナル・コストが高いという（笑）。今の技術のことは経済学者としては大変なことになってきたなという感じがするわけですが、技術のことで一番最初に提起されたことで逆に僕がちょっと思っているのは、今 IT の問題なんかを考えても技術の評価っていうのはそんなに信用できないんですよね。あるときこの技術が正しいと思って NTT が ISDN やったらとんでもないことやったと。こんな間違っていたと。だから技術の人たちは競争してもらわなければ困るというのが今の 1 つの基調なんです。環境に関してこの IPCC の議論というのがものすごく何か重みをもっているんですが、これはどんなふう位置付けたらいいんですかねえ。ほんとかって（笑）。

E 技術と科学とターミノロジーかも知れませんが、IPCC はつまり技術の面もあるんですが、科学だと思えますよね。科学と政策という観点からいくと、やはりすごくロングレンジで地球の問題というのはどうなるかという、政策というのはやはりかなり短期的な成果を求められますので、それが長期的な科学分析に基づく政策という点で、科学と政策はきっと多分あまりコンフリクトなくいくんじゃないかと私なりに思うんです。

技術のほうは確かに今度はかなり時間のレンジが競ってくるものですから、そここのころは私もちょっと何ともわからないんですけどね。

川口 これも私の個人的な感想なんです。環境保全の技術、特に温暖化分野での温暖化ガスの削減という意味で、どれくらいの技術のポテンシャルがあるんだろうかということは、一度きっちり勉強してみる必要があるだろうというふうに私は思っています。これは近い将来きちんと勉強したいと思っています。それは技術の可能性をあらゆる分野についてどれくらい本当にあるんだろうかということでもあるんですが、確かに SO_x、SO₂ ですか NO₂ とか NO_x とかそこはいろんな技術開発がなされていますが、炭酸ガスの固定化とか、いろいろ非常に遠い世界の話はたくさんありますけど。

どれくらい例えば 10 年なら 10 年、5 年なら 5 年とったときに何が可能かというのは、

そこは可能性を踏まえてみないと、ないものねだりになってもいけないし、逆に可能性がたくさんあるのを見て見ぬ振りをしていることでもいけないと思います。

司会 どうぞ、続いてどうぞ。

F 丸紅のFです。私は全く素人なのですが、たまたま商社におりまして、ミクロの1つのケースですが、結果的には炭酸ガスの排出を抑えることになるプロジェクトになるんじゃないかと期待して今一生懸命調べているのがあるんですが、それは何かといいますと、ご承知のサハリンで石油ガスの開発をやってまして、それは日本のエネルギー政策でパイプラインでもってきて結局電力の原料になる、これは1つのパイプラインでガスを引いてくる、あるいは石油を引いてくるという計画もあるわけですが、私どもの電力プロジェクトの連中が、いやそうじゃなくてサハリンで電力を起こして、それを電力をもってくるというプロジェクトを今組み立て始めまして、ある程度のお金をかけてエフ・エスをやってみたら、実際に電力で引いてきたほうが日本の柏崎ぐらいの上げて6円ぐらい引いてこられるというそういう試算が1つできているわけです。

これはかなり時間のかかることですが、それから日本のエネルギー政策そのものにも関係してくるんで、どちらのほうがいいかという問題じゃなくて、恐らくパラレルになるかもしれないし、片方しか実現しないかもしれないんですが、企業が考えているのは、待てよパイプラインもビジネスになるし、電力で引いてきて電力を卸売りで売るというのも、あくまでもこれはビジネスで考えているわけですが、しかしよくよく考えてみると同じ発電、電力は絶対に必要なんだけど、それをサハリンで出るガスで現地で電力にしてもってくるほうがコストが安くて、なおかつ結果的には日本の環境の上でも非常にプラスになると。

そういう発想で今作業をしているということ、こういう機会にご紹介をさせていただきたかったんで、これは非常に難しいところで、決して環境のためにとということじゃない、正直に申し上げて。どちらのほうがビジネスになるかという極めてビジネスライクなプロジェクトとして組み立てているわけですが、やはり結果としてそういうものが日本の炭酸ガスの排出をセーブしていくことになる」とすると、日本のエネルギー政策とも関連してくるわけですが、どっちを優先したほうがいいのかという議論にもこれから近い将来つながっていくのかなあと。

川口 今のお話興味深くうかがわせていただいたんですが、地球環境の問題として考

えればどこでやろうと同じ話だと思うんですが、ビジネスとして考えたときに今ロシアは削減目標ゼロ%なんですね、第 1 約束期間。それが 2012 年に終わってその先第 2、第 3 といきますね。それがどういう形になるのか今全く見えていませんが、じゃあ仮にロシアの、経済状況その他わかりませんが、その先について削減目標がもっと厳しくなったときにどのような政策をロシアがとるか、ということも 1 つのビジネスの計算としては、それまでに全部償却しちゃうからという話であればそれはまた別ですが。

F それはおっしゃる通りです。従って、ビジネスの世界ではどこまでのレンジでものを考えるかじゃなくて、待てよと、短期的に考えるとこれ日本の都合も出てくるわけですが、ロシアはゼロだね。そしたらロシアにとってみたらそこで事業を起こしたほうが雇用の促進にもなるし、ロシアに対する協力にもなる。結果的には短期的にみると日本での炭酸ガスの排出は少なくなる。このくらいのレンジでしか考えていないわけですが、こんなこともありますという 1 つの例でご紹介しておきます。

G 今話を非常に興味深く思ったんですが、要するにどこの国で CO₂ を出すかというのは何かごまかしだと思うんですよね。ロシアで発電して、その発電を日本で買えたら、日本の炭酸ガスはゼロになるということですよ。その通りなわけです。じゃあそれを広く考えていって、鉄鋼とかそういうものつくるのをやめて輸入すればいいわけですよ。もちろんそんなこといってももう高炉をつくっちゃったわけですからね。新日鉄があるのに、今更そんなことやるのは困るというのはもちろんそうだと思うんですよ（笑）。

そうやってやめちゃえば減るわけです。でも、結局鉄は使っているわけですよ。そうするとやはり EU の言っていることは何か間違いだと思うんですよ。基本的におかしいと思うんですよ。つまりどこの国でやったって同じはずで、ただその国ですでに投下したコストがあって、その投下したコストを回収できないから困るというだけのことでしょ。だからやっぱり何か地球的環境問題なんだから地球的に考えるべきなのに、それを個別ごとに考えるという何か EU のアプローチはどうもおかしいんじゃないかなんていう気がいたしますが。

川口 おっしゃることはそういう考え方は非常にあって、それは先ほどの C 先生のマージナル・コストを等しくするやり方が一番いいんじゃないかというのと合い通じるところで、現に途上国を参加させるべきであるということを言うときに、排出量が非常

に多いからという議論もありますし、途上国にどんどん産業が国際的にシフトするだろうという危惧もあるわけですね。そうすると結果として削減の義務がかかっていませんから、地球全体の排出量はもっと増えちゃうんじゃないかという議論もありますよね。

G だから日本の新日鉄でつくれば、あんまり CO2 が出ないから、中国で鉄をつくればいっぱい CO2 が出ますから、中国から輸入すれば出る量はもっと多くなる。

川口 現実政治がなかなかそういうふう動いていないので。

司会 政策主体が現実問題としては減少していくよりないということとの割合をどうするかということですね。Gさんやっぱり役人より学者に向いている（笑）。

G いや、それを主張して頑張るとか、もし決められちゃったんだったらそれを使ってごまかすとか、そういうしたたかな役人には私はなれないと思ってますので（笑）。

司会 少し今日の話を通じて私が感じたことがあるんですが、発言を私もしましたように、このなかの何人かが「私は環境の素人ですが」という前置きで議論を今日始めているわけですね。実は考えてみると環境 NGO といわれる人たちと、そんなにたくさん存じ上げているわけではございませんが、何人かと話していて感じるのは、その人もまた素人なんですよね。つまり申し上げたいことは問題意識はもっているんです。でも専門家ではないんですね。

さっきオゾンの話が出ましたが、あれをきっかけにエピストミック・コミュニティという言葉がずいぶん使われたんだと思うんですね。つまりエピストミック・コミュニティというのは、問題意識を共有する専門家のネットワークと訳されるんだと思います。これはやはりまさにオゾンの専門家たちが、技術者たちが、心配している人たちが世界ネットワークができてしまって、その人たちの意見が結局政府を動かしたわけですね。

考えてみたら実は APEC というものは、エピストミック・コミュニティから生まれたんだと思うんですね。PCC とか PPEC とかいろんな人たちの専門家が問題意識を共有して代表して協力しようという人たちが生まれて、そういう何か仕掛けをもつことが実は日本のソフト・パワーにつながるのかなという気もするんです。考えてみると、日本でさっきちょっと IPCC の技術というかハードというのを、日本で環境のことをこの人に聞いたら何となくわかる、こういうのはまさにコンセプト・リーダーだと思うんですが、その人がなかなか思い浮かばないんですね。

IT の問題でもちょっと同じことを考えて、私は実は私の同僚の村井淳さんをいろん

なところに引っ張り出して、彼が発言すると皆なるほどと、これもやはり彼が IT パー
ジョン 6 が重要でとこうこうだと、なるほどというようなことになって、やはりそう
いう技術の裏付けのある専門家、科学の裏付けのあるコンセプト・リーダーをまず国内で
つくる。それが国際的にネットワークをもっていくというような仕掛けが何か考えられ
るのではないかというふうには実は前から思っています。これはもちろん、コンセプト・
リーダーは政策面、政治面でこれは長官が今やっておられるわけで、技術面ではそう
いうリーダーが、そういうことをちょっと私は感じたんです。すみません、勝手に言わ
せていただいて。あとお 1 人ぐらい質問の時間があるかと思うんですが。

H 朝日新聞の H でございます。生活スタイルの変換ですね。ここに尽きていくんだ
と思うんですが、マクロの数字を議論しているとなかなかそこに到達しない。私はワシ
ントンに駐在してまして、それからグレスリーにいたんで、それぞれの土地からこの交
渉を見ましたが、今日本にいるわけで、3 つ比較するたび非常に今関心が薄いですね。
議論が細くなればなるほど、これからますます薄くなる可能性があると思うんです。
そのギャップをどうして埋めていくかということをもじめに考えないと、数字ばかり
合わせているという印象をぬぐえないと思うんです。結局自分の問題でないと。先生が
おっしゃったようなことも難しくなって、そういう認識共同体と一般の人の距離がどん
どん広がっていく。

IPCC も最初のころに比べればすごく厳しい評価をしているわけですよ。なのにどれ
だけ関心が薄いのか、第 1 次評価のときはものすごく関心が高かったですね。この現象を
どうやって解決していくかまじめに考えないと、恐らく国内政治ではそんなのうまく
いかないから、アメリカでもうまくいかないし、非常に作業は進まないというジレンマが
続くと思うんですよね。そこのところが非常に大事じゃないかなと思います。

川口 全くおっしゃる通りで、これからの話としてそれが一番大事だというふうに私
も思っています。どういうふうにそれをやっていけばいいだろうかということをして
いろいろ悩んだり考えたり、あるいは一部実行したりしているんです。この間実は 11 月 3 日
に京都でタウン・ミーティングというのをやりまして、「京都からハーグへ」というこ
とで、公募してきていただいて、それで温暖化問題を中心に議論したんですね。それは
1 つの努力、何がいいかなと思ってやってみた、やってみたという言葉は悪くてやら
せていただいて、それを多分どんどんこれから広げていくことになるだろうし、それから

いま実は東京財団の方とか NGO とかちょっとお話をしながら、あるネットワークというものが立ち上げられるかなということを思ったりしています。何分にもあまり時間がないものですから、走りながら考えたりしているということですが、それが一番大事だと思います。

竹中先生がおっしゃったように、そういうエピストテミック・コミュニティというのも大事なことだと思います。今後とも是非お知恵をちょうだいしたいと思いますのでよろしくお願いします。

司会 どうもありがとうございました。来週その COP6 ということで、ハーグでの交渉も多分ものすごくハードで大変なものであると思いますが、長官のご活躍を我々信じておりますので、健康にご留意願ひ、ご活躍いただきたいと思います。またその上で今後ともご議論を重ねていただきたいと思います。本日は大変どうもありがとうございました。（拍手）

[文責事務局]

第 2 部 卷末資料

COP6に向けた我が国の取組

——国際政治経済の視点を踏まえて

平成12年11月8日
国務大臣・環境庁長官
川口 順子

1. 科学的知見と政策

- (1) 温暖化に関する科学的知見
 - 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）
 - IPCC第2次評価報告書（1995年）
 - 第3次評価報告書（TAR）
- (2) 予防原則の考え方
- (3) オゾン層保護条約
- (4) IPCCの条約との関係

2. 南北問題としての温暖化問題

- (1) 人口増と先進国の生活スタイルの変革（資料1参照）
- (2) common but differentiated responsibilityの原則について
- (3) COP6における南北問題の重要性（資料2参照）

3. EUとその他先進国の考え方

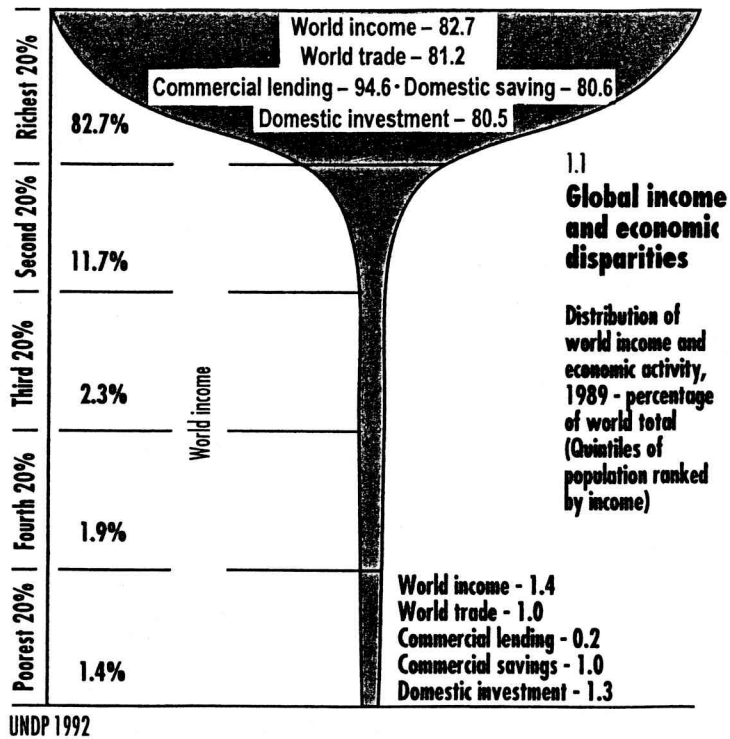
- (1) 環境問題の捉え方 environmental integrity vs. price mechanism
- (2) 地球温暖化問題に関する国際交渉の構造（資料3参照）

4. 国際政治問題としての環境

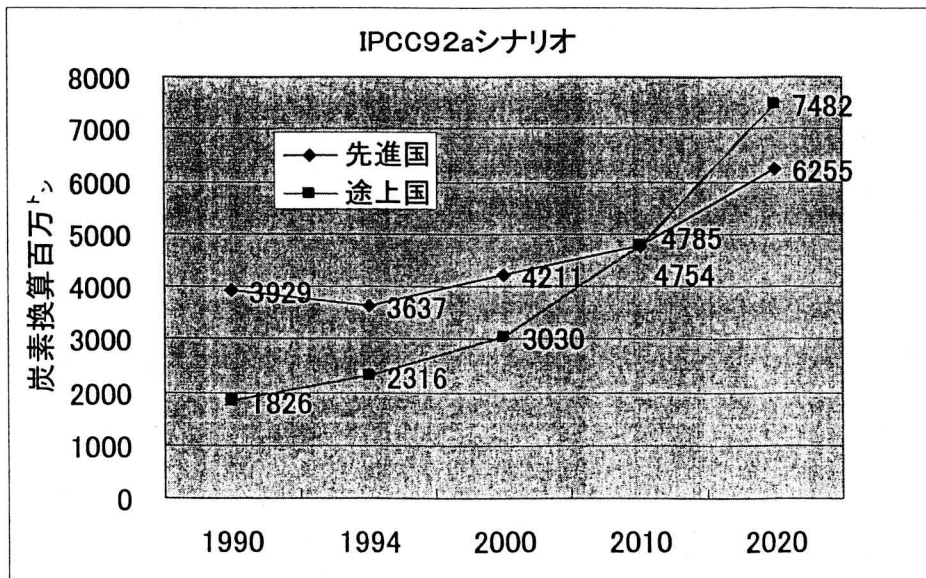
- (1) 南北問題としての環境問題
- (2) 環境安全保障
- (3) 環境共同体意識の醸成による地域関係の密接化

5. 国内対策の重要性

(資料1) 世界の収入と経済の不均衡



(資料2) 2010年頃には途上国の二酸化炭素排出量は先進国を上回る



気候変動枠組条約 / 京都議定書の交渉グループ

平成 12 年 11 月
外務省、環境庁
通産省、農水省

(資料 3)

アンブレラ・グループ

(日、米、加、豪、NZ、ノルウェー、露、アイスランド、ウクライナ)

市場原理を通して議定書の目的である排出削減が効率的に達成できるとの立場。

- 京都メカニズムの使用を制限すべきでない。
- 吸収源の追加的活動は第 1 約束期間から適用されるべき (但しノルウェー、NZ は慎重)。
- CDM の対象事業の限定に反対。
- CDM に吸収源を認めるべし。
- 産油国への補償に反対。

E U

数値目標は、なるべく国内の排出削減で達成すべしとの立場。

- 京都メカニズムの使用を制限すべし。
- 吸収源の追加的活動は、第 1 約束期間に適用すべきでない。
- CDM の対象事業をリスト化すべし。
- CDM に吸収源を認めるべきでない。
- 産油国への補償に反対。
- 議定書の改正の必要のある拘束力のある措置を主張。
(不遵守の措置として「遵守基金」への振込みと「遵守行動計画」の実施を主張。)

途 上 国

・・・京都議定書上、排出削減・抑制の義務がない。

先進国が歴史的には温室効果ガスを排出して経済成長を達成したのに、排出削減を途上国に要求することに反発。また、議定書に関する決定を COP 6 で行うためには、枠組条約以来の約束である資金協力、技術移転等を実行すべしとの立場。

- 途上国支援の資金は新規のファンドを用いるべし (基金の創設を要求)。
- 途上国への技術移転、キャパシティ・ビルディング等の支援を重視すべし。
- 不遵守の措置として罰金の導入を主張。
- (AOSIS) 早期対策の実施を切望。
- (産油国) 産油国への補償を要求。
- (ラ米) 吸収源 CDM を支持 (除: ブラジル、ペルー)。

東京財団 研究事業部

TEL: (03)3502-9438 FAX: (03)3502-9439 URL: <http://www.tkfd.or.jp>
〒105-0003東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル10階